

# 尚絅学院大学 COVID-19 感染防止ガイドライン 概要版

(Mar. 2023 改定)

2023 年 3 月 13 日より、厚生労働省から出された指針を念頭に、マスクの着用も含めてガイドラインを以下のとおり改訂しました。

マスクの着用については、原則個人の判断にゆだねることとしますが、感染拡大による自身、および周りの人の健康と教育を受ける権利を奪わないために、感染リスク等が特に高いと判断される場合においてはマスクの着用を求める場合があります。また、周りには重症化リスクや後遺症などを強く警戒している人もいることに十分配慮し、状況に応じ適切にマスクの着用の是非を判断することを求めます。

## 次に該当する学生は学内への立ち入りを行わず、学生生活課に連絡すること

学生生活課 Tel.:022-381-3307、mail: gakusei@shokei.ac.jp

- ・ COVID-19 の症状等があり、自身が PCR 検査、抗原検査等を受け、陽性と判定された者。
- ・ 同居人が陽性となり、家庭内で特別な感染防止対策を講じないまま 15 分以上の接触があった者。
- \* 季節性インフルエンザは、学校保健安全法第 19 条に基づき「発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで」出席停止となります。5 月 8 日以降、新型コロナウイルス感染症が 5 類となり季節性インフルエンザと同等の取り扱いになった場合も、感染した場合は一定期間“出席停止”となると考えられます。

## 感染防止のための以下のチェック項目を確認し、十分に留意して行動すること

### □ 3密防止：

- ・ 密閉空間をつくらない・・・換気の徹底\*<sup>1</sup>（概ね、通常の授業等においては 60 分ごとに 10 分、あるいは 30 分ごとに 5 分、あるいは常時窓やドアの一部を開け換気扇等をつけて換気）
- ・ 密集しない・・・社会的距離（少なくとも 1 m の距離）を確保。
- ・ 密接の防止・・・至近距離（1 m 以内）および連続して長時間の会話は控える。

\*<sup>1</sup>： 部屋の換気を行う場合は、可能な限り対角線上（あるいは反対側）の窓やドアを開けて空気の流れを作ること

### □ 衛生管理の徹底： 適切なマスクの着用、こまめな手洗い・手指の消毒の徹底

- ・ 活動指針レベル 1 以下の場合：社会的距離が確保できる場合はマスクの着用を必ずしも必要としない。  
ただし、学内外および屋内外を問わず混雑する場所や大きな発声を伴う場合などではマスクの着用を推奨する。  
また、重症化リスクの高い人が周りにいるかもしれないことを常に念頭に置き、状況に応じてマスクの着用を判断すること（特に、マスクをしていない場合においては、飛沫の拡散を極力抑えることを心がけること）。
- ・ 学内外を問わず、複数の人が触れる可能性があるものに触れた場合は、消毒をしないまま顔（目、口、鼻）に触れないように注意すること。
- ・ 痰やつばなどを路上等へ吐き出さないこと。また、マスクや痰・鼻をかんだティッシュをそのまま放置しないこと。

<外出時の鼻水や痰等が出た場合に備え、ティッシュや除菌シート、およびビニール袋等を携行しておくこと>

- **体調把握の徹底：** 継続的に体温と体調を把握<sup>\*2</sup>し、少しでも発熱、咳、のどの痛み等感染が疑われる症状がある場合は、活動指針レベルにかかわらず原則マスクを着用すること。

\*2 平熱は個人により異なるため**体調チェックシート等を活用して平熱を把握**したうえで**発熱等**の症状がある場合は、抗原検査等の実施や医療機関に相談するなどの対応をとること

- **感染症にかかわらず、マナーとして教室・施設等の利用のルールを守ること：**
  - ・ 空き教室などを利用する場合は、十分な換気と社会的距離をとること、大きな発声や騒いだり、埃を立てるような行為は行わないこと。
  - ・ 教室や食堂などを利用する場合は、机・テーブル・椅子などを勝手に移動させないこと
  - ・ 食事中は大声での会話を慎むこと。また、食事をしている人がいる近くで騒いだり、埃を立てるような行為は衛生上好ましくない。
  - ・ 食堂や生協、事務室などで、列に並ぶときは**一定の距離を開け、大声での会話は慎む**こと。
  - ・ 学内では**静穏な環境**を保つこと（学内で大きな声や奇声を出さない、騒がない=授業の邪魔にもなる）

- **課外活動等における感染防止策の作成と徹底：**
  - ・ 課外活動等を行う場合は、**所定の手続きの上、許可等<sup>\*3</sup>**を得ること。許可等を得た活動を行う場合は、**感染防止策を参加者全員が共有・確認の上、遵守**すること。

\*3： 活動指針レベルにより「届け出の受理」、あるいは「許可」を得る必要がある。様式は、Campusmate-J の「学生共通キャンベネット⇒新型コロナウイルス感染症に関する対応」に掲載してあるものを利用すること。

- **普段からの感染防止対策の徹底：**
  - ・ 感染リスクの高い行為・行動（や、感染リスクの高い場所へ立ち入る場合等においては、その時点での感染状況を十分に把握するとともに、ともに行動する人も含めて体調の確認を行い、感染リスクを十分に評価したうえで慎重に判断すること。
  - ・ 普段からの**健康管理**に努めること(規則正しい生活、十分な休息・睡眠、バランスを考えた食事など)。

**活動における感染リスクを評価し、状況に応じた必要な感染防止対策を講じることが重要です。**

(参考資料 2) 尚綱学院大学活動指針 (2022年3月改訂)

段階(レベル)	授業	入構	学生の課外活動	会議等	教員出張	
0	通常					
0.5	限定的規制	感染対策を講じた上で基本的には対面授業とする。(ただし、非対面授業の実施を妨げるものではない)	ガイドラインに従って感染対策を講じることを条件として、入構可(届け出不要)	活動内容と感染防止対策について顧問の承認を得た上で、活動届を提出し、受理された場合は可。オンライン活動は可。	感染対策を取った上で対面実施可。(オンライン会議を禁止するものではない)	許可を得た上で可
1	一部規制	感染拡大に最大限の配慮の上、対面授業/非対面授業併用	対面授業への出席、教職員の許可を得た場合のみ学生の入構可(要申請)	身体活動・発声を伴う活動は、活動内容と感染防止対策について顧問の承認を得た上で、活動申請を提出し、許可された場合は活動可。それ以外の活動はレベル0.5と同様。	十分な感染対策(座席間隔の確保、換気の実施。原則*1 1時間以内に短縮等)を取った上で対面実施可。(オンライン会議を禁止するものではない)	許可を得た上で可
2	規制小	感染拡大に最大限の配慮の上、対面授業/非対面授業併用(切り替え可能なものは非対面)	対面授業への出席、教職員の許可を得た場合のみ学生の入構可(要申請)	身体活動・発声を伴う活動は原則*1として禁止。それ以外の活動については、活動内容および感染防止対策について顧問の承認を得た上で、活動申請を提出し、許可された場合は活動可。オンライン活動は可。	オンライン会議を推奨	許可を得た上で可(感染拡大地域への出張は慎重に判断。帰宅後の経過観察措置、又は検査等を求める場合あり)
3	規制小	非対面授業のみ	公共交通機関を利用した教員の通勤の自粛または時差通勤、および学生通学の原則*1禁止(許可を得た学生の入構可)	原則*1全面禁止(オンライン活動は可)	オンライン会議を強く推奨	許可を得た上で可(原則*1県内限定。帰宅後の経過観察措置、又は検査等を求める場合あり)
4	規制中	非対面授業のみ	公共交通機関を利用した教員通勤の禁止(学長の許可を得た場合可)。学生の入構全面禁止	全面禁止(オンライン活動は可)	原則*1オンライン会議	許可を得たうえで可(原則*1近隣、車での移動に限定。帰宅後の経過観察措置、又は検査等を求める場合あり)
4	規制大	非対面授業のみ	公共交通機関を利用した教員通勤・自動車通勤教員の通勤は原則*1禁止。学生の入構全面禁止	全面禁止	オンライン会議のみ	原則*1不可
5	原則停止	学内閉鎖:学外から(在宅)の非対面型授業のみ可	学長の指示・許可を得た教員のみ出勤可	全面禁止	オンライン会議のみ	不可
原則*1	特段の止むを得ない事情等がある場合は、「新型コロナウイルス感染症対策会議」に相談すること。事情並びに感染対策の妥当性について審議の上、許可する場合がある。					

\* 尚綱学院大学活動指針は、学生は Campusmate-J でも確認できます。(職員は、ガルーンで確認できます)